

神戸市指導監査基準【児童自立生活援助事業】

※なお自立援助ホームへの監査については、さらに「別紙 自立援助ホーム運営指針に基づく基準」を参照

着 眼 点		最低基準（厚生労働省令）をはじめ、関係法令、通達等に基づき実施する指導監査の範囲及び主な観点を示しています。
根拠法令等		着眼点ごとに、最低基準等の関係根拠法令、通達及びその説明内容を示しています。
指導監査基準		着眼点ごとに、不備、不適正等が認められる場合に、その指導を行う内容の基準を示しています。
区 分		不備・不適正等の状況は多種多様であるため、特に適正な法人運営、施設運営及び利用者処遇を確保する観点から、以下のとおり、是正・改善等を指摘、指導する際の標準的な区分を設定しています。
【C】	是正の報告を要する事項 (重要事項)	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれが著しい事項。 ・改善の報告を要する事項で、改善報告の内容が履行されないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の是正状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、是正の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（是正報告書）の報告を求めます。
【B】	改善の報告を要する事項	・最低基準等関係法令・通達等に抵触しており、不備・不適合の状況や利用者処遇・施設運営等への支障又は支障となるおそれがある事項。 ・周知期間が十分経過していない最低基準等関係法令・通達に係る改正事項で、重大な支障を生じていないもの。 ※文書により指摘内容を通知し、法人又は施設の改善状況あるいはその計画についての実施期日又は実施予定日、改善の内容等を具体的かつ明確に記載した文書（改善報告書）の報告を求めます。
【A】	指導・助言する事項	・最低基準その他根拠法令等に抵触しているが、その程度が軽微であるか、改善が見込まれるため、指導を行う事項。 ・施設運営管理や利用者への処遇に資するものと考えられる事項についての助言。「助言」と明示します。 (状況・内容により、実地において口頭で指導を行う場合があります。) ※法人又は施設において、自主的な是正・改善措置をとることを指導するもので、報告書の提出は求めませんが、次回監査時に改善されていなければ、B又はC指摘する場合があります(「助言」を除く。)

* 不備・不適合な事項について、文書による指摘を受けるまでに自主的に改善を進めている事案については、評価区分を1～2区分より軽易な事項として取り扱う場合があります。

根拠法令、通知等

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日
社会福祉法	社会福祉法		
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律	平成12年法律第82号	平成12年5月24日
児童福祉法施行規則	児童福祉法施行規則		
労基法	労働基準法	昭和22年法律第49号	昭和22年4月7日
労基法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年厚生省令第23号	昭和22年8月30日
高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46年法律第68号	昭和46年5月19日
パートタイム・有期雇用労働法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年法律第76号	平成5年6月18日
最低賃金法	最低賃金法	昭和34年法律第137号	昭和34年4月15日
労働安全衛生法	労働安全衛生法	昭和47年法律第57号	昭和47年6月8日
パートタイム労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年法律第76号	平成5年6月18日
健康保険法	健康保険法	大正11年法律第70号	大正11年4月22日
厚生年金保険法	厚生年金保険法	昭和29年法律第115号	昭和29年5月19日
労働者災害補償保険法	労働者災害補償保険法	昭和22年法律第50号	昭和22年4月7日
雇用保険法	雇用保険法	昭和49年法律第116号	昭和49年12月28日
労働契約法	労働契約法	平成19年法律第128号	平成19年12月5日
労働施策総合推進法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律	昭和41年法律第132号	昭和41年7月21日
均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47年法律第113号	昭和47年7月1日
均等法施行規則	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則	昭和61年労働省令第2号	昭和61年1月27日
育児・介護休業法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成3年法律第76号	平成3年5月15日
労働安全衛生法	労働安全衛生法	昭和47年法律第57号	昭和47年6月8日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	昭和47年労働省令第32号	昭和47年9月30日
水道法	水道法	昭和32年法律第177号	昭和32年6月15日法律第177号
水道法施行令	水道法施行令	昭和32年政令第336号	昭和32年12月12日政令第336号
水道法施行規則	水道法施行規則	昭和32年厚生省令第45号	昭和32年12月14日厚生省令第45号
浄化槽法	浄化槽法	昭和58年法律第43号	昭和58年5月11日法律第43号

根拠法令、通知等

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日
消防法	消防法	昭和23年法律第186号	昭和23年7月24日
消防法施行令	消防法施行令	昭和36年政令第37号	昭和36年3月25日
消防法施行規則	消防法施行規則	昭和36年自治省令第6号	昭和36年4月1日
会計基準省令	社会福祉法人会計基準省令	平成28年厚生省令第79号	平成28年4月1日

児童自立生活援助事業実施要綱	児童自立生活援助事業実施要綱		
児福行政指導監査実施通知	児童福祉行政指導監査の実施について	児発第471号	平成12年4月25日
個人情報保護法ガイドライン（通則編）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	平成28年11月策定	平成29年5月30日適用
第三者評価及び自己評価通知	社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について	雇児発0217第6号 社援発0217第44号	平成27年2月17日
福祉従事者確保指針	社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針	厚生省告示第116号	34073.0
労働時間適正把握措置ガイドライン	労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン	基発第339号	平成13年4月6日
パートタイム・有期雇用労働者指針	事業主が講ずべき短時間労働者・有期雇用労働者の改善等に関する措置等についての指針（パートタイム・有期労働指針）	厚労省告示第326号	平成19年10月1日
家庭生活との両立が図られるために事業主が講ずべき措置に関する指針	子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針	厚労省告示第509号	平成21年12月28日
健康保険法	健康保険法	大正11年法律第70号	大正11年4月22日
指導監督徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について	雇児発第488号 社援発第1275号 老発第274号	平成13年7月23日
短時間労働者雇用管理改善通知	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について（通知）	基発第663号 婦発第272号 職発第839号 能発第280号	平成5年12月1日
腰痛予防対策指針	職場における腰痛予防対策指針	基発0618第4号	平成25年6月18日
神戸市地域防災計画	神戸市地域防災計画		

根拠法令、通知等

省 略 標 記	正 式 名 称		公布年月日
社福施設防犯安全確保通知	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号	平成28年9月15日
消防用設備等届出運用通知	消防用設備等に係る届出等に関する運用について	消防予第192号	平成9年12月5日
市火災予防条例	神戸市火災予防条例	神戸市条例第6号	昭和37年4月1日
社福施設防犯安全確保通知	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について	雇児総発0915第1号 社援基発0915第1号 障障発0915第1号 老高発0915第1号	平成28年9月15日
社福施設防火安全対策通知	社会福祉施設における防火安全対策の強化について	社施第107号	昭和62年9月18日
非常災害時の体制整備等強化・徹底通知	児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	雇児総発0909第2号	
社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて	雇児発1111第3号 社援発1111第5号 老発1111第6号	平成28年11月11日
社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について	雇児総発1111第2号 社援基発1111第2号 障障発1111第1号 老総発1111第1号	平成28年11月11日
事業課長通知	特定教育・保育施設等における適正な会計処理等の実施について	神こ子事第116号	平成29年4月26日
運営費局長通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	雇児発第0312001号 社援発第0312001号 老発第0312001号	平成16年3月12日
運営費課長通知	社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について	雇児福発第0312002号 社援基発第0312002号 障障発第0312002号 老計発第0312002号	平成16年3月12日

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
1 基本方針及び組織				
(1) 福祉サービスの基本的理念	国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制していないか	社会福祉法第3条、第5条	国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制しているため是正すること	C
	利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか	児童福祉法施行規則第36条の6	利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めていないため、是正すること	C
	児童をどのように処遇していくのか、施設の養護方針を明らかにし、職員と共有されているか	児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2-(1)-第1	施設の養護の方針を策定し、職員間で共有できていないので是正すること	C
(2) 申請の代行	児童から援助の実施の申請の代行業を依頼された場合、適切に実施しているか	児童自立生活援助事業実施要綱第9(2)	申請の代行業を適切に実施していないので改善すること	B
(3) 利用者の費用負担	入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得ているか	児童自立生活援助事業実施要綱第11	入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得ていないため是正すること	C
	入居者に負担させることができる額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額となっているか		入居者の経済状況等に十分配慮した額となっていないため、是正すること	C
	入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しているか	児童自立生活援助事業実施要綱第11(3)	入居者に費用を負担させた場合の処理、これに関連する諸帳簿の整備が不適正であるため改善すること	B
	領収書を入居者に発行しているか	児童自立生活援助事業実施要綱第11(2)	領収書を発行していないため改善すること	B
(4) 事業内容	入居者の社会的自立を促進するための適切な支援体制を整備しているか	児童福祉法施行規則第36条の4 児童自立生活援助事業実施要綱第7	入居者の社会的自立を促進するための適切な支援体制を整備していないため是正すること	C
			入居者の社会的自立を促進するための適切な支援体制の整備が不十分であるため、改善すること	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) 虐待の防止	虐待又は心身に有害な影響を与える以下のような行為を行っているか ① 利用者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ② 利用者にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること ③ 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること ④ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	児童虐待防止法第2条及び第3条 児童福祉法施行規則第36条の7	児童に対する虐待又は心身に有害な影響を与える行為を行っている等の実態が認められるので是正すること 施設内虐待等の早期発見、予防の取り組みのための体制整備（こどもの意見表明機会確保、情報共有・報告体制等）がなされていないので、是正すること	C
	職員に対し、利用者に虐待等を行ってはならない旨、徹底しているか	児童自立生活援助事業実施要綱第10(5)①	職員に対し、利用者に虐待等を行ってはならない旨、徹底されていないため、是正すること	C
	人権の擁護及び虐待を防止するための研修を行っているか	児童自立生活援助事業実施要綱第10(5)②	人権の養護及び児童の虐待の防止に係る研修を実施する等、必要な体制の整備等が図られていないので是正すること	C
	児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しているか	児童虐待防止法第6条	児童虐待を受けたと思われる児童を発見したにも関わらず、通告しなかったのでは是正すること	C
	関係機関との連絡、連携が図られているか	児童自立生活援助事業実施要綱第7	児童相談所及び必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む）、児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携がとれていないので是正すること	C
(6) 秘密保持等	職員が業務上知り得た秘密を漏らしていないか	児童福祉法施行規則第36条の20 児童自立生活援助事業実施要綱第10(3)	職員が業務上知り得た秘密を漏らしているため是正すること	C
	施設は、知り得た情報を外部には非公開とすることを厳守し、秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じているか		秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていないため是正すること	C
(7) 苦情解決	苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか	児童福祉法施行規則第36条の22	苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていないため是正すること	C
	施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか	児童自立生活援助事業実施要綱第10(5)③	苦情解決の仕組みが利用者に周知されていないため、是正すること	C
	保健福祉サービス苦情審査会又は運営適正化委員会の調査等に適切に対応しているか	社会福祉法第83条～85条	保健福祉サービス苦情審査会又は運営適正化委員会の調査等に適切に対応していないため、是正すること	C
(8) 個人情報の保護	個人情報の保護に関する方針及び取り扱いに関する規程等を整備しているか	個人情報保護法ガイドライン（通則編）	ガイドラインに沿って、個人情報保護管理規程の整備等必要な措置を講じること	C
	委託先等の契約に際して、個人情報の保護に関する条項を規定しているか		委託先等との契約に際して、個人情報保護に関する条項を盛り込む等必要な措置を講じること	B
(9) 業務の質の評価	自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか	児童福祉法施行規則第36条の23	自ら行う業務の質の評価等を行う取組みに不十分な点があるので、改善すること	B
		第三者評価及び自己評価通知	定期的（3年に1回以上）な第三者評価の受審及び評価結果の公表が行えていないので是正すること	C

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(10) 事故防止	事故発生防止のためにヒヤリハット事例を報告、分析し防止対策を策定しているか	児童福祉法施行規則第36条の15 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(2)-第1-1-(5)	事故発生防止の取組みが不十分なので是正すること	C
	事故防止マニュアルを策定しているか			
	施設で想定される事故について、事故発生時の対応マニュアルを策定し、職員に周知しているか		事故発生を想定した対応マニュアルを作成し職員に周知すること	B
	事故が発生した場合は、速やかに事業所管課等関係機関、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じているか		事故が発生した場合には、速やかに入所者の家族等に連絡するとともに、施設所管課に事故報告を行うこと	C
	事故が発生した場合は、事故の状況及び対応等を正確に記録し、再発防止策の策定等に活用しているか		事故の状況及びその対応等に関する記録簿を整備すること	B
	発生した事故の態様に応じた、再発防止策を策定しているか		事故の原因を解明し、事故の再発防止のための対策を講じること	B
	賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じているか		賠償すべき事故が発生した場合に備えて、損害賠償保険への加入等必要な措置を講じること	B
(11) 定員の順守	入所定員及び居室の定員を遵守しているか 【参考】第三十六条の十四 児童自立生活援助事業所の入居定員は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めたとおりとする 一 児童自立生活援助事業所Ⅰ型 五人以上二十人以下 二 児童自立生活援助事業所Ⅱ型 五人以下 三 児童自立生活援助事業所Ⅲ型 次に掲げる人数 イ 小規模住居型児童養育事業を行う住居の場合 六人以下（法第二十七条第一項第三号の規定により委託された児童の数を含む口において同じ） ロ 里親の居宅の場合 四人以下 ② 児童自立生活援助事業者は、入居定員を超えて入居させてはならないただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない	児童福祉法施行規則第36条の14	入所定員及び居室の定員を遵守していないので是正すること	C
(12) 事業計画	事業計画を作成しているか	児童福祉法施行規則第36条の21	事業計画を作成していないため是正すること	C
	事業計画の策定と実施状況の評価・見直しを組織として行い、職員が理解しているか		事業計画の策定と実施状況の評価・見直しを組織として行い、職員が理解していないため改善すること	B
	事業計画は、職員や関係者に周知しているか		事業計画は、職員や関係者に周知していないため改善すること	B
(13) 事業報告	事業報告書を作成しているか	児童福祉法施行規則第36条の21 社会福祉法第45条の27第2項、第45条の28第3項、第45条の32	事業報告書を作成していないため是正すること	C

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(14) 運営規程	運営方針、職員の職務内容、児童自立生活援助の内容、金銭管理の方法、利用者の権利擁護に関する事項等、事業の運営についての重要事項、入居者から受領する費用の種類及び額を規定する運営規程を整備しているか	児童福祉法施行規則第36条の12	運営方針、職員の職務内容、児童自立生活援助の内容、金銭管理の方法、利用者の権利擁護に関する事項等、事業の運営についての重要事項を規定する運営規程を整備していないので是正すること	C
			整備された規定が職員及び利用者等に周知していないので、改善すること	B
	内容は適切かつ規定内容と現状に差異はないか		内容は適切かつ規定内容と現状に差異があるため、是正すること	C
(15) 職務分掌	各職員の職務分掌は明確になっているか	児童福祉法施行規則第36条の12、第36条の21 児童自立生活援助事業実施要綱第10	職務分掌を作成していないので改善すること	B
(16) 業務（事業）日誌	業務（事業）日誌を作成しているか	児童福祉法施行規則第36条の21	業務（事業）日誌を作成していないので是正すること	C
(17) 諸会議	諸会議の開催回数は十分か	児童福祉法施行規則第36条の21 児童自立生活援助事業実施要綱第10(1)、(4)	諸会議の開催回数は十分ではないため改善すること	B
	会議の開催方法及び内容は適切か		職員の意見が出やすいように配慮しておらず、単なる情報伝達場となっており、活発な討議がないため、改善すること	B
	欠席者等に会議の内容を周知しているか		欠席者等への周知がないため改善すること	B
	会議録を作成しているか		会議録を作成していないため改善すること	B
(18) 業務継続計画等	業務継続計画を策定し定期的に見直しを行っているか	児童福祉法施行規則第16条の2 第1項第2項第3項	業務継続計画の策定及び定期的な見直しを行っていないため改善すること	B
	定期的に研修・訓練を実施しているか		定期的に研修・訓練を実施していないため改善すること	B
	感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか	児童福祉法施行規則第36条の17第2項	感染症及び食中毒の予防等のための研修・訓練を実施していないため、改善すること	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(19) 権利擁護	児童福祉施設の長は子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、入所中の児童等に対して、一人一人の権利を尊重し、意見や訴えをくみ取る仕組みを導入し、子どもの意見に対して、適切な対応を行っているか	児福行政指導監査実施通知「別紙１」-２(２)-第１-１(１)	子どもの権利を尊重し、意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられていないため、是正すること	C
		児福行政指導監査実施通知「別紙１」-２(２)-第１-１(４)	施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有さず、適切に指導・監督ができていないため、是正すること	C
		児福行政指導監査実施通知「別紙１」-２(２)-第１-１(２)	被措置児童等虐待防止に向けての取り組みが行われていないため、行うこと	B
	入居者に対し、当該児童自立生活援助の内容及び費用について、説明を行い、同意を得ているか	児童福祉法施行規則第10条	入居者に対し、当該児童自立生活援助事業の内容及び費用について、説明を行っておらず、同意を得ていないため、是正すること	C
2 就業規則等の整備				
(1) 就業規則の整備	就業規則を作成・改正しているか	児福行政指導監査実施通知別紙１ ２(１)第２-２-(１)ア 労基法第89条及び第90条 労基法施行規則第49条 福祉従事者確保指針	常時、職員10名以上の施設※は、所定の手続きを経て就業規則を作成すること ※常時10名以上の施設とは、常態として10名以上職員がいることを意味し、この職員の中には施設長及び非常勤職員も含まれる	C
	作成した就業規則を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ているか		作成した就業規則を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ること	B
	就業規則の内容が労働基準法等に適合しているか		常時、職員10名未満の施設は、所定の手続きを経て就業規則を作成することが望ましい	A(助言)
			就業規則の内容を最新の労働基準法等に適合させること	C
	高年齢者（60歳～65歳）の雇用確保措置を導入しているか	高年齢者雇用安定法第９条	高年齢者雇用安定法の趣旨に沿った措置を講じること	B
	(就業規則または独立した規程として) 育児・介護休業等を適正に定めているか	児福行政指導監査実施通知別紙１ ２(１)第２-２-(１)ア 労基法第89条及び第90条 労基法施行規則第49条 福祉従事者確保指針	所定の手続きを経て育児・介護休業規程（就業規則の一部となる）を整備すること	C
			作成した育児・介護休業規程（就業規則の一部となる）を所轄の労働基準監督署に届け出ること	B
	就業規則の規定内容と現状に相違はないか	労働基準法第89条、第90条	就業規則の規程内容と現状等に齟齬があるので是正すること	C
	就業規則は、常時事業所の見やすい場所へ掲示、備え付け、書面の交付等により職員に周知できているか	労基法第106条第１項	事業所の見やすい場所へ掲示、備え付け、書面の交付等により職員に周知するよう努めること	A
	使用者は労働者に対して、年次有給休暇を取得させているか	労基法第39条第７項	年10日以上付与される者に対して、年５日については、使用者が時季を指定して取得させること	A
	非常勤職員就業規則を整備しているか (就業規則に非常勤職員に関する規定が含まれていない場合)	労働基準法第89条、第90条 パートタイム・有期雇用労働法第７条	非常勤職員就業規則を整備していないため、改善すること (就業規則に非常勤職員に関する規定が含まれていない場合)	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(2) 給与	給与規程を適正に、作成・改正しているか また、作成・改正ごとに労働基準監督署に届け出ているか	児福行政指導監査実施通知別紙 1 2(1)第2-2-(1)ア 労基法第89条及び第106条第1項 福祉従事者確保指針	所定の手続きを経て給与規程（就業規則の一部）を作成すること	C
			作成した給与規程（就業規則の一部）を所轄の労働基準監督署に遅滞なく届け出ること	B
			給与規程（就業規則の一部）の内容に不備があるので改善すること	B
	給与及び諸手当の決定手続き及び支給基準が明確になっているか		初任給決定、昇給昇格基準及び諸手当等の決定手続き及び支給基準を明確にすること	B
	給与規程に基づき定期昇給及び昇格を行っているか給与規程にない、特別の昇格や昇給を行っている場合、その理由等を稟議書等により明確にするなど、透明性のある決定手続きを行っているか		給与規程に基づかない特別の昇格や昇給が行われているが、その決定手続きが不透明なので是正すること	C
	給与を給与規程に基づき適正に支給しているか		給与規程の内容と現状に齟齬があるので是正すること	C
	労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っているか	最低賃金法第4条第1項及び第2項 労基法第24条第1項	時間額が兵庫県最低賃金を下回っているので改善すること	A
	諸手当は規定どおり支給されているか	労働基準法第37条	諸手当の支給が不適正であるため改善すること	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 育児休業	育児休業を適切に実施しているか	育児・介護休業法第5条～第10条	育児休業を実施していないため、改善すること	B
	育児休業及び短縮措置等を職員に周知しているか	育児・介護休業法第21条	職員への周知が不十分であるため、改善すること	B
	意向確認のための面談等の措置を講じているか	育児・介護休業法第21条の2	意向確認のための面談等の措置を講じていないため、改善すること	B
	雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置を講じているか	育児・介護休業法第22条	育児休業に関する研修等の措置を講じていないため改善すること	B
	毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか	育児・介護休業法第22条の2	育児休業の取得の状況を公表していないため改善すること	B
	所定労働時間の短縮措置を適切に実施しているか	育児・介護休業法第23条、24条	所定労働勤務時間の短縮措置等を実施していないため改善すること	B
	所定外労働の制限について、適切に実施しているか	育児・介護休業法第16条の8	所定外労働の制限について、適切に実施されていないため改善すること	B
	時間外労働の制限について、適切に実施しているか	育児・介護休業法第17条	時間外労働の制限について、適切に実施されていないため改善すること	B
	深夜業の制限について、適切に実施しているか	育児・介護休業法第19条	深夜業の制限に関する規定を定めていないため改善すること	B
	労働者の配置について配慮しているか	育児・介護休業法第26条	労働者の配置について、配慮していないため改善すること	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(4) 介護休業	介護休業を、適切に実施しているか	労働基準法第89条、第90条	介護休業を実施していないため改善すること	B
	所定労働勤務時間の短縮措置を適切に実施しているか	育児・介護休業法第23条、第24条	所定労働勤務時間の短縮措置を、適切に実施していないため改善すること	B
	所定外労働の制限について、適切に実施しているか	育児・介護休業法第16条の9	所定外労働の制限について、適切に実施されていないため改善すること	B
	法に定める時間外労働の制限について、適切に実施しているか	育児・介護休業法第18条	法に定める時間外労働の制限について、適切に実施していないため改善すること	B
	深夜業の制限について、適切に実施しているか	育児・介護休業法第20条	深夜業の制限について、適切に実施していないため改善すること	B
	労働者の配置について配慮しているか	育児・介護休業法第26条	労働者の配置について配慮していないため改善すること	B
(5) 子の看護休暇	子の看護休暇制度について、適切に実施しているか	育児・介護休業法第16条の2～第16条の4 「家庭生活との両立が図られるために事業主が講ずべき措置に関する指針」	子の看護休暇制度について、適切に実施していないため改善すること	B
(6) 介護休暇	介護休暇制度について、適切に実施しているか	育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	介護休暇制度について、適切に実施していないため改善すること	B
(7) 旅費	旅費に関する規程を整備しているか (実費以外を支給している場合)	労働基準法第89条、第90条	旅費に関する規程を整備していないため、改善すること (実費以外を支給している場合)	B
(8) 労働時間の把握	労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録しているか（管理監督者を含むすべての労働者）	労働安全衛生法第66条の8 労働時間適正把握措置ガイドライン	労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること	A
	時間外勤務命令簿等を整備するなど時間外勤務時間の正確な把握に努めているか		時間外勤務時間を正確に把握できていないので改善すること	B
	労働時間の記録に関する書類を3年間保存しているか	労基法第109条	労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存すること	A
(9) 労使協定 ①時間外労働、休日労働	法定時間外労働及び法定休日労働を行わせる場合は、職員代表と書面による協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか	労基法第36条 労基法施行規則第16条及び第17条	労働基準法第36条に基づく協定は、期間満了前に労働基準監督署に届け出ること	C
	時間外労働時間が協定に定める時間を超えていないか		時間外労働時間が協定に定める時間を超えているので、是正すること	C
	協定内容と現状に差異はないか		協定内容と現状とに差異があるため改善すること	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(9) 労使協定 ②24協定	賃金から法令で定められている税金、社会保険料等以外の給食費や親睦会費などの経費を控除する場合は、書面による協定を締結しているか	労働基準法第24条	法定外の経費を控除しているが、協定を締結していないため、改善すること	B
(9) 労使協定 ③変形労働時間制	1か月を超えた変形労働時間制を採用する場合は、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか	労基法第32条、第32条の2及び第32条の4	1か月を超えた変形労働時間制に関する協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出ること	C
(9) 労使協定 ④宿日直の許可	労働者を宿直又は日直の勤務で断続的な業務に就かせる場合、労働基準監督署の許可を得ているか	労基法第41条	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に関して、所轄の労働基準監督署の許可を受けること	B
	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に関して許可内容どおりとなっているか	労基法施行規則第23条	宿直又は日直の勤務で断続的な業務に関して許可内容と現状等に差異がみられるので、改めること	A
(9) 労使協定 ⑤職員への周知	協定を職員に周知しているか	労働基準法第106条	協定を職員に周知していないので改善すること	B
(10) 賃金の振り込み	口座振込みに関する個人の書面による同意を得ているか	労働基準法施行規則第7条の2	口座振込みに関する個人の書面による同意を得てないので、改善すること	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(11) 職員の採用・労働環境の整備 ①労働条件の明示	職員（非常勤職員・嘱託職員等含む）の採用に当たって、労働条件を明示しているか	労基法第15条 労基法施行規則第5条 パートタイム労働法第6条及び第7条 パートタイム・有期雇用労働指針	採用又は契約更新時に、雇用通知書等により労働条件を明示していないので改善すること	B
			採用又は契約更新時に、雇用通知書等により明示すべき労働条件に漏れがあるので改めること	A
	正社員（無期契約労働者）と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けていないか	パートタイム労働法第8条及び第9条	正社員（無期契約労働者）と短時間労働者・有期契約労働者との間で、不合理な労働条件の差があるので改めること	A
	性別にかかわらず均等な取扱いをしているか	均等法第6条～第9条(1)	性別による差別的取扱をしているため、改善すること	B
	妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているかまた、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか （保健指導等の時間） 妊娠23週まで……4週に1回 妊娠35週まで……2週に1回 妊娠36週から……1週に1回 産後（1年以内）…医師等の指示する時間 ※プライバシーの保護に留意すること	均等法第12条、第13条 均等法施行規則第2条の4	保健指導等を受けるための時間を確保していないため改善すること	B
			勤務の軽減等必要な措置を講じていないため改善すること	B
(11) 職員の採用・労働環境の整備 ②社会保険等への加入	職員を採用した場合は、社会保険等へ適正に加入しているか	健康保険法第3条第3項 厚生年金保険法第6条 労働者災害補償保険法第3条 雇用保険法第5条及び第6条	社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）へ適正に加入すること	B
(11) 職員の採用・労働環境の整備 ③ハラスメントの防止措置	ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）の防止のために、必要な措置を講じているか	労働施策総合推進法第30条の2 均等法第11条第1項から第3項 育児・介護休業法第25条第1項及び第2項	ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）の防止のために、必要な措置を講じること	A

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(11) 職員の採用・労働環境の整備	職員の資格証明書、履歴書等人事管理に必要な書類は、整理保存されているか	児童設備運営基準第14条 労基法第15条及び第107条から109条 労基法施行規則第53条から第56条	職員関係帳簿（労働者名簿、資格証明書、履歴書）を整備すること	B
			職員に関する労働者名簿、資格証明書、履歴書等が一部漏れているので、整備すること	A
	賃金台帳を整備しているか		賃金（給与）台帳を整備すること	B
	異動、昇給、昇格時に辞令の交付等をしているか	労働契約法第4条	異動、昇給、昇格時に辞令の交付等をしていないため、改善すること	B
	非常勤職員に、雇入通知書（雇用契約書）等の文書を交付し、必要な勤務条件を明確にしているか	パートタイム・有期雇用労働法第6条	非常勤職員に労働条件の明示がない又は不十分であるため改善すること	B
	労働者が有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努めているか	労働安全衛生規則第613条	休憩の設備を設けるように努めていないため改善すること	B
	施設内外の清掃、ねずみ等の状況調査及びねずみ等の発生を防止するための必要な措置を行っているか	労働安全衛生規則第619条 平成9年3つき31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	施設内外の清掃、ねずみ等の状況調査及びねずみ等の発生を防止するための必要な措置を行っていないため改善すること	B
(12) 職員の健康管理 ①労働安全衛生関係	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 衛生推進者を選任しているか	労働安衛法第12条及び第13条 労働安衛規則第7条及び第13条 福祉従事者確保指針	衛生管理者又は産業医を選任していないので改善すること	B
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 衛生委員会を設置し、労働安全衛生法の規定のとおり運営しているか		衛生委員会が労働安全衛生法の規定のとおり運営していないので改めること	A
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 定期健康診断の結果について労働基準監督署に報告しているか		定期健康診断の結果について、労働基準監督署に報告していないので改めること	A
	【職員数が常時50人以上の施設・事業所】 職員の心の健康の保持増進のための措置としてストレスチェック制度を活用しているか また、その検査結果を年1回労働基準監督署に報告しているか		ストレスチェックを実施して、その結果を所轄の労働基準監督署に報告をすること	A
	【職員数が常時10人以上50人未満の施設・事業所】 衛生推進者を選任しているか	労働安衛規則第12条の2、第12条の3及び第12条の4	衛生推進者を選任していないので改善すること	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(12) 職員の健康管理 ②職員の健康診断	職員の定期健康診断を1年に1回以上実施しているかまた、夜間勤務職員がいる場合は、6か月に1回以上実施しているか	児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-2-(1)-イ 児童設備運営基準第12条 労働安全法第66条 労働安全規則第44条及び第45条	職員健康診断が未実施なので、実施すること	C
			職員健康診断の受診漏れの者がいるので、改善すること	B
			職員健康診断の必要な検査項目に漏れがあるので、改めること	A
			夜間業務に従事する職員には、6か月に1回健康診断を実施すること	B
	非常勤職員、パート職員等についても、適正に健康診断を実施しているか	パートタイム・有期雇用労働者指針 短時間労働者雇用管理改善通知 8(2)二(リ)	常勤職員と同様の健康診断が実施されていないので、改善すること	B
			受診漏れの者がいるので、改めること	A
	常時雇用する職員を採用するときは、必要な項目について医師による健康診断を行っているか	労働安全規則第43条	常時雇用する職員の採用にあたり、健康診断を実施していないので改善すること	B
	健康診断結果を5年間保存しているか	労働安全法第66条の3 労働安全規則第51条	健康診断の記録を5年間保存すること	B
(13) 業務の体制確立及び効率化	介護業務に従事する職員については、雇入れの際、当該業務への配置換えの際及びその後6月ごとに1回、腰痛に係る健康診断を行っているか	腰痛予防対策指針 別添 4 健康管理(1)健康診断 福祉従事者確保指針	腰痛予防のため、健康診断等必要な措置を講じること	A
	業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか	福祉従事者確保指針 児福行政指導監査実施通知	業務体制の確立や業務の省力化・効率化を推進していないので改めること	A
(14) 職員の定着化	勤務体制が、労働基準法上、適正か	労働基準法第32条、第35条	労働時間・休日等が労働基準法上適正でないため改善すること	B
	職員の確保及び定着化に積極的に取り組んでいるか	児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-2-(4) 福祉従事者確保指針	職員の定着率が低いので、職員の確保及び定着化に向けて積極的に取り組むこと	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準																									
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分																					
3 職員配置																									
(1) 職員配置	児童自立生活援助事業所Ⅰ型又はⅡ型を運営する事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、管理者（事業所の適切な運営を管理するほか、支援全体を統括する者）及び指導員（主として児童自立生活援助を行う者）を配置しているか	児童福祉法施行規則第36条の8	配置基準に定める職員を確保していないので、是正すること	C																					
	病休、産休、育休等の代替職員を確保しているか		病休、産休、育休等の代替職員を確保していないので、改善すること	B																					
(2) 指導員の配置	指導員は、次に掲げる区分に応じ、次のとおり配置されているか ①Ⅰ型 <table><tr><td>入居定員</td><td>6まで</td><td>7～9</td><td>10～12</td><td>13～15</td><td>16～18</td><td>19～20</td></tr><tr><td>指導員数</td><td>3以上</td><td>4以上</td><td>5以上</td><td>6以上</td><td>7以上</td><td>8以上</td></tr><tr><td>必置指導員数</td><td>2以上</td><td>3以上</td><td>4以上</td><td>5以上</td><td>6以上</td><td>7以上</td></tr></table> ②Ⅱ型 ア 入居定員が2人以下の場合は指導員を1人以上配置する イ 入居定員が3人又は4人の場合は指導員を2人以上配置する ウ 入居定員が5人の場合は指導員を3人以上配置するただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員をもって代えることができる	入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19～20	指導員数	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	児童設備運営基準第42条第6項	指導員及び補助員の総数が配置基準を満たしていないので、是正すること	C
入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19～20																			
指導員数	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上																			
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上																			
(3) 指導員の資格	指導員は、児童等の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者が置かれているかただし、補助員は⑤に該当する者とする ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者 ② 児童福祉法第18条の4に定める保育士 ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者 ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者 ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者	児童自立生活援助事業実施要綱第8	指導員及び補助員の資格が要件を満たしていないので、是正すること	C																					

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
4 職員研修				
研修の機会の確保	施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか	児童福祉法施行規則第36条の 5	職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保していないため是正すること	C
			職員への研修が計画的に実施されていないので、改善すること	B
		児福行政指導監査実施通知「別紙 1」-2(2)-第 1-1(3)	専門的知識や援助技術の習得のための取組が実施されていないため、改善すること	B
5 管理者の職務				
管理者の職務	職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか	児童福祉法施行規則第36条の 8 第 1 項、第36条の11	職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っていないため、是正すること	C
	管理者は常勤となっているか	社会福祉法第66条、第68条の 6	管理者が常勤でないため是正すること	C

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
6 建物の設備等の管理				
(1) 設備基準	入居者の居室その他入居者が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備を設けているか	児童福祉法施行規則第36条の9	日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等入居者が相互に交流を図ることができる設備がないので、是正すること	C
(2) 児童の居室	入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね2人以下とし、その面積は、一人につき4.95 平方メートル以上となっているか		利用者の居室の定員及び面積が要件を満たしていないので、是正すること	C
	男女の居室を別にしているか		男女の居室を別にしていないので是正すること	C
(3) 児童自立生活援助に必要な設備	(1)に掲げる設備は、職員が入居者に対して適切な児童自立生活援助を行うことができるものであること		職員が入居者に対して適切な児童自立生活援助を行うことができるもので、是正すること	C
(4) 保健衛生	入居者の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものであるか	児童福祉法施行規則第36条の17	保健衛生及び安全について考慮されていないので、是正すること	C
	水について衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じているか		水について衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じていないため、是正すること	C
	10㎡を超える簡易専用水道の場合において、法令等に基づいた適正な衛生管理を行っているか	水道法第34条の2 水道法施行規則第55条、第56条 水道法施行令第2条	10㎡を超える簡易専用水道の場合において、水道法に定める検査、衛生的管理を実施していないため改善すること	B
	浄化槽の点検及び水質検査を実施しているか	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条、第11条	浄化槽を使用している場合、浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していないため改善すること	B
7 災害対策の状況				
(1) 管理体制	軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行っているか	児童福祉法施行規則第36条の15 児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(2)-第1-1-(5)	非常災害に必要な設備を設け、対策を講じていないため、是正すること	C
			構造、設備に危険な箇所があるため是正すること	C
(2) 非常災害に対する具体的計画	非常災害対策計画を作成しているか	児童福祉法施行規則第36条の15	非常災害対策計画を作成していないため是正すること	C

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(3) 防災計画の策定	利用者の心身の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じた利用者の安全確保のための計画等を防災備蓄品を含め定めているか	指導監督徹底通知	災害時に必要な具体的な計画を定めること	B
			計画に防災備蓄品（飲料水、生活用水、食料、衛生用品等）の保管場所を定めること	B
			地域の実情に応じた災害に対処する計画となっていないため改善すること	B
	非常災害発生時の関係機関への通報、連絡体制及び地域の協力体制を決めているか		非常災害発生時の関係機関への通報、連絡体制及び地域の協力体制を構築すること	B
	非常災害に対する計画を職員に周知しているか		非常災害に対する計画を職員に周知すること	B
	福祉避難所としての機能を検討しているか	神戸市地域防災計画 （地震・津波対策編）7-3 3 （風水害対策編）6-3 3	福祉避難所としての機能を検討すること	A
(4) 防犯対策	不審者対策訓練の実施等、防犯対策を講じているか	社福施設防犯安全確保通知	不審者対策訓練を実施する等、施設の実情に応じた防犯対策を講じること	A
(5) 防火管理者等管理体制	施設において、防火管理者を選任し、所轄消防署に届け出ているか	消防法第8条第1項及び第2項 消防法施行令第3条の2 消防法施行規則第3条の2	施設において、防火管理者を選任し、所轄消防署に届出ること	C
(6) 消防計画	施設において、消防計画を作成し、又は変更した場合は、所轄の消防署に届け出ているか	消防法施行規則第3条 児童設備運営基準第6条第1項	防火管理者は消防計画を作成し、又は変更した場合は、所轄の消防署に届け出ること	C
	非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか	児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-3-イ	非常時の際の連絡体制・避難体制及び地域の協力体制を確保すること	B
(7) 消防署の立入検査	消防署の立入検査の指示事項が改善・報告されているか	消防法第4条第1項	消防署の立入検査の指示事項を履行すること	B
(8) 消防用設備の整備	カーテン等に防災性能等を有するものを使用しているか	消防法第8条の3第1項 消防法施行令第4条の3	カーテン等は防災性能を有するものを使用すること	B
(9) 消防用設備等の点検及び報告	資格を有する者が、告示に定める基準に従って消防用設備の点検を行い、所轄消防署へ報告しているか	消防法第17条の3の3 消防法施行令第3条の2、第21条、第24条、第35条及び第36条 消防法施行規則第4条の2の4、第31条の6第3項 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-3-ア	消防用設備等の定期点検（6か月ごと）に漏れがあるので、是正すること	C
			【小規模施設のため設備点検報告義務がない場合】 消防用設備等を点検し、機能失効のないようにすること	A
	消防用設備等の点検で見つかった不備・不良箇所を速やかに整備しているか	消防法第17条第1項	消防用設備等の点検で見つかった不備・不良箇所を整備していないので、速やかに整備すること	C
	消防用設備等の点検結果を保存しているか	消防用設備等届出運用通知第2-3-(1)	消防用設備等の点検結果を保存すること	A

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(10) 避難上必要な施設等の管理	廊下、階段、避難口等に避難の支障になる物件が放置等されていないか	消防法第8条の2の4 市火災予防条例第49条の2及び第49条の3 社福施設防火安全対策通知「6 避難対策等について」(三) 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(2)第2-3-(1)	避難口等に避難の重大な支障になる物件が放置等されているので、是正すること	C
	非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検されているか		非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が点検されていないので、是正すること	C
(11) 避難訓練及び消火訓練	【幼保連携型認定こども園を除く児童福祉施設】 避難訓練及び消火訓練を毎月実施しているか	消防法施行令第3条の2第2項 消防法施行規則第3条第10項及び第11項 社福施設防火安全対策通知「6 避難対策等について」 児福行政指導監査実施通知別紙1 2(1)第2-3-ウ 非常災害時の体制整備等強化・徹底通知	避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること	C
	【幼保連携型認定こども園及び婦人保護施設】 避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施しているか		避難訓練及び消火訓練を年2回以上実施すること なお幼保連携型認定こども園については、毎月実施することを推奨する	C
	【入所施設】 避難訓練のうち1回は、夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施しているか		避難・救出訓練のうち1回は夜間又は夜間を想定した訓練を行うこと	B
	地震等の災害を想定した訓練を実施しているか		地震等の災害(想定)訓練を実施していないため、改善すること	B
	訓練計画、訓練実施記録を保管しているか		避難・救出訓練及び消火訓練の記録簿を整備・保存すること	A
	避難訓練及び消火訓練を実施した時は、反省点、次回訓練の改善点等をまとめ全職員に周知しているか		避難訓練及び消火訓練を実施した時は、反省点、改善点等をまとめ全職員に周知すること	A
(12) 安全計画の策定	設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定し、定期的に見直しが行われているか	児童福祉法施行規則第15の2	設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(安全計画)を策定すること	B
	職員に対し安全計画について周知し、前項の研修及び訓練を定期的に実施しているか		安全計画の策定以降、見直しが行われていないため定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと	B
			職員に対し安全計画について周知し、前項の研修及び訓練を定期的に実施すること	B

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
8 自立支援計画の状況				
(1) アセスメント及び自立支援計画	児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、自立を支援するための計画を策定しているか	児童自立生活援助事業実施要綱第8	自立支援計画が、児童・保護者の意向を踏まえ、学校・児童相談所等関係機関との連携を図りつつ、情報を共有化するためのケース概要を基にケース検討会議等で個別の児童の状況を把握・検討した上で策定されていないので、是正すること	C
		児福行政指導監査実施通知 「別紙1」-2(1)-第1-1-(1)ア	自立支援計画が、必要に応じて見直されていないので、是正すること	C
		児童福祉法施行規則第36条の4	就業に関する相談、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な指導その他の必要な支援に不十分な点があるので、改善すること	B
(2) ケース検討の状況	適切な支援を行うためケース検討を実施しているか	児童福祉法施行規則第36条の3、第36条の4、第36条の25 児童自立生活援助事業実施要綱第7、第10	適切な支援をおこなうためのケース検討を行っていないため是正すること	C
	自立支援計画は、ケース検討等の結果を踏まえた上で策定しているか		ケース検討の結果を踏まえ た支援を行っていないため是正すること	C
	ケース検討等の結果を個々に記録し、また、それに基づいた援助・支援を行っているか			

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
9 支援記録等の状況				
(1) 個別支援記録等	入居者一人ひとりの援助・支援記録を備えているか	児童福祉法施行規則第36条の21, 16	入居者一人ひとりの援助・支援記録を備えていないため改善すること	B
	入居者の動静、引き継ぎ事項等内容を適切に記録しているか		入居者の動静、引き継ぎ事項等内容を適切に記録していないため改善すること	B
	支援記録等の記録者が明確になっているか		支援記録等の記録者が明確になっていないため改善すること	B
	責任者が定期的に確認を行い必要に応じて助言指導を行っているか		責任者が定期的に確認を行い必要に応じて助言指導を行っていないため改善すること	B
	入所時の児童、家庭の状況は明らかになっているか		入所時の児童、家庭の状況は明らかになっていないため改善すること	B
	指導効果の評価測定及び反省を行っているか		指導効果の評価測定及び反省を行っていないため改善すること	B
	退所日、退所理由、退所に至る経過・退所先を明確に記録しているか		退所日、退所理由、退所に至る経過・退所先を明確に記録していないため改善すること	B
	個人別のアフターケア記録を整備しているか		個人別のアフターケア記録を整備していないため改善すること	B
(2) 書類の整理・保管	入居者の個人情報に関する書類を適正に綴り、個人別に適正な場所に保管しているか		書類等を適切に整理保管していない	C
10 日常生活支援等の記録				
日常的援助・支援の状況	生活指導を適切に行っているか	児童福祉法施行規則第36条の3、第36条の4、第36条の6、第36条の7 児童自立生活援助事業実施要綱第1、第7、第10	生活指導が不適切であるため、是正すること	C
11 家庭及び関係機関等との連携				
家庭及び関係機関等との連携	保護者及び関係機関との連携を適切に行っているか	児童福祉法施行規則第36条の25	保護者、関係機関等との連携が図られていないため是正すること	C
12 退所後の支援				
(1) 退所後の支援	退所者に対し、相談その他必要な指導を行っているか	児童自立生活援助事業実施要綱第7⑥	退所者に対し、相談その他必要な指導を行われていないため是正すること	C
	退所者について、支援の総括が適切に行われているか		退所する入居者について、支援の総括が行われていないため是正すること	C
(2) アフターケア計画	退所後の進路等について、本人の意向を尊重し、関係者と協議を持った上でアフターケア計画を策定しているか		退所後の支援計画（アフターケア計画）が策定されず、退所後の適切な支援が行われていないため、改善されたい	A

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
13 入居者の所持品の保管				
入居者の所持品の保管	運営規程に保管の方法等を定めているか	児童福祉法施行規則第36条の12、19 児童自立生活援助事業実施要綱第10(7)	運営規程に保管の方法等を定めていないため是正すること	C
	運営規程に沿った事務処理を行っているか		運営規程に沿った事務処理を行っていないため、是正すること	C
	管理体制を確立しているか		管理体制を確立していないため、是正すること	C
	個別の預貯金通帳になっているか		個別の預貯金通帳になっていないため是正すること	C
	預り金台帳を整備しているか		預り金台帳を整備していないため、是正すること	C
	処理に遅延はないか		処理に著しい遅延があるため、是正すること	C
	受払状況が明確になっているか		受払状況が不明確であるため、是正すること	C
	預り金の処理状況について施設長が定期的に確認しているか		預り金の処理状況について施設長が定期的に確認していないため、是正すること	C
	通帳及び現金以外の預り物品について適正に管理しているか		通帳及び現金以外の預り物品について適正に管理していないため、是正すること	C
	退所時の返還の際に受領書を徴しているか		退所時の返還の際に受領書を徴していないため、是正すること	C
14 適正な会計処理				
適正な会計処理	物品購入や経費支出の事務を複数職員で担当するなど、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検の実施等によって、適正な会計処理を行っているか	社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 児福行政指導監査実施通知 事業課長通知	内部牽制に配慮した業務分担、自己点検の実施すること	C
	経理規程等、必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか		経理規程等を整備し、当該規程等に基づいた適切な運用をすること	C
	支出にあたり、領収書等の証憑書類を適切に管理しているか		支出にあたり、領収書等の証憑書類を適切に管理すること	C
	証憑書類のみでは施設運営との関係が確認できない支出については、内容等の把握ができる資料を残しているか		証憑書類のみでは施設運営との関係が確認できない支出については、内容等の把握ができる資料を残すこと	C
	社会福祉法人会計基準省令等、会計基準に関する法令、通知等の規定を遵守しているか	会計基準省令 社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 指導監査要綱通知	社会福祉法人会計基準省令等、会計基準に関する法令、通知等の規定を遵守すること	C

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
15 運営費及び措置費の弾力運用				
(1) 弾力運用の要件	運営費の弾力運用を行うにあたり、必要な要件は満たされているか	運営費局長通知 1 運営費課長通知 問 1～5	運営費の弾力運用を行うにあたり、必要な要件が満たされていないので、是正すること	C
(2) 運営費等の使途範囲	運営費の使途範囲は適正か	運営費局長通知 3(1)及び(3) 運営費課長通知 問 5、問 7、問 8	不適切な運営費の使途があるので、是正すること	C
	積立金の積み立ては適正に行われているか	運営費局長通知 3(2) 運営費課長通知 問 5 及び 問 6	積立金の取扱いを適正に行うこと	B
	積立金の使用計画は作成されているか			B
	積立金を目的以外に使用する場合の手続きは適正に行われているか			B
	サービス区分等において発生した預貯金の利息等収入（運用収入）の取扱いは適正に行われているか	運営費局長通知 3(4) 運営費課長通知 問 5、問 8～9、問 11～13	運用収入の取扱いを適正に行うこと	B
(3) 前期末支払資金残高の取扱い	前期末支払資金残高の取崩しについては、あらかじめ理事会等の承認を得るなど、適正に行われているか	運営費局長通知 4 運営費課長通知 問 5、問 10～11	前期末支払資金残高の取扱いを適正に行うこと	C
	前期末支払資金残高の使途範囲は適正か			C
	当期末支払資金残高は、当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか			C
(4) 運営費の管理・運用	運営費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行われているか	運営費局長通知 5 運営費課長通知 問 13 問 14	運営費の管理・運用を適正に行うこと	C
	運営費等の同一法人内における資金の貸借は、適正に行われているか			C
	各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への貸付けを行った場合資金を年度末に補填しているか		資金を年度内に補填していないため是正すること	C
	当該貸付けは経営上やむを得ないものであるか		当該貸付けは経営上やむを得ないものではない	C
	施設の運営費を同一法人以外に貸し付けていないか		施設の運営費を同一法人内会計以外に貸し付けている	C

児童自立生活援助事業 指導監査基準				
項 目	着 眼 点	根拠法令等	指導監査基準	区分
(5) 運営費の積立て	使用計画は支出の使途及び時期等を考慮し作成しているか	運営費局長通知 3 運営費課長通知 問 6	使用計画を支出の使途及び時期等を考慮し作成していない	C
	目的外使用は理事会で承認されているか		目的外使用が理事会で承認されていない	C
	運営費局長通知1(4)の要件を満たしていない場合に、目的外使用について区に協議を行っているか	運営費局長通知 3(2) 運営費課長通知 問 5、6	運営費局長通知1(4)の要件を満たしていないにもかかわらず、目的外使用について市に協議を行っていない	C
	積立金の積立目的は通知に沿っているか		積立金の積立目的が通知に沿っていない	C
(6) 各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分間の資金異動	運営費局長通知 3(3)(4)、運営費課長通知問 5 で指示している限度額を超えていないか	運営費局長通知 3(3)(4)	限度額を超えているため是正すること	C
16 その他				
	財産、収支等の状況を明らかにする帳簿を整備しているか	児童福祉法施行規則第 36 条の 2 1	財産、収支等の状況を明らかにする帳簿を整備していないため是正すること	C
	その他、運営費の支出や経理処理に関すること等で不適正な事項はないか		その他、運営費の支出や経理処理に関すること等で重大な問題があるため是正すること	C